

22名を地域の相談役に委嘱

12月1日、町の民生委員・児童委員(以下、「民生委員」)に厚生労働大臣と北海道知事から委嘱状が伝達されましたので、ご紹介いたします。

民生委員は、皆さんの心配ごとや悩みごとの最も身近な相談相手です。町には、22名の民生委員がおり、 生活困窮者や児童・障がい者・高齢者・母子・父子家庭などで悩みを持っている方への相談、援助、福祉サー ビスの情報提供などを行っています。

また、民生委員の中より、子どもの問題を専門的に担当する主任児童委員も2名専任されています。

信頼される身近な相談役として

民生委員は、その地域に長く居住し、その地域をよく知っているだけでなく、社会奉仕の精神に富み、 社会経験が豊かで、住民の皆さんが気軽に相談に行くことができるような方が選ばれています。

あなたの悩みに対し、的確なアドバイスをしてくれるはずです。もちろん、あなたのプライバシーを 尊重し、秘密は厳守しますので安心してご相談ください。



藤枝 敦子さん 霧多布一区・ 湯沸地区担当



花岡 **玲子さん** 霧多布二区・ 三区地区担当

民生委員・児童委員とは…

民生委員・児童委員(以下、民生委員)は、社会奉 仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応 じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めること、 さらには、これらの活動に対して報酬を支給しないと 法に定められております。報酬を得ないで隣人愛と人 道主義に立って、福祉のよりよい活動を進める。これ が民生委員です。



箱石 好子さん 霧多布四区・ 水取場地区担当



安住 昇さん 暮帰別・新川・ 仲の浜地区担当



瓜田 勝也さん 琵琶瀬地区担当



村田 **準逸さん** 散布地区担当



成田 祐一さん 榊町地区担当



立花 ヤエ子さん 奔幌戸地区担当



安藤 義幸さん 貰人・恵茶人・ 仙鳳趾地区担当



亀井 和子さん 浜中市街・ 熊牛地区担当



小西 康介さん 姉別市街・ 姉別地区担当



中島 陽子さん 姉別地区担当



齋藤 晃佳さん 厚陽地区担当



藤原 政光さん 茶内緑・本町・ 栄・若葉地区担当



太田 順子さん 茶内橋北・ 旭地区担当



柏木 清さん 茶内第一地区担当



目黒 耕次さん 茶内第三地区担当



児玉 勝巳さん 茶内農村地区担当



寺内 千惠子さん 西円朱別地区担当



山本 聡さん 円朱別・ 熊牛北部地区担当



澤辺 保子さん 主任児童委員 町内全地区担当



杉澤 正喜さん 主任児童委員 町内全地区担当

12月1日、町民生委員・児童委員の一斉改選にて、町民のよき相談相手として福祉向上のために長きにわたってご活躍いただきました7名が退任されました。

地域住民の福祉の向上に献身的に尽くされた功績に対し、厚生労働大臣および知事からの感謝状とあわせて、北海道民生委員児童委員連盟からの感謝状と記念品が贈られました。長い間、本当にご苦労さまでした。



小黒 昇一さん 在任期間31年8か月



西原 基治さん 在任期間30年



松井 香代子さん 在任期間20年9か月



鈴木 亨さん 在任期間15年



天木 トミヱさん 在任期間18年



我妻 等さん 在任期間21年



村元 了惠さん 在任期間22年11か月

● 自立した町づくりのために

町税は、町民の皆さまが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を持っています。福祉や保険といった 社会保障、教育、道路整備など、さまざまな事業を進める上で、欠かすことのできない非常に大切な財源です。

町税を滞納する事は、納期内に納税している大多数の町民との公平性を欠くことになり、町財政を圧迫することにより住民サービスに支障をきたすことになりますので、納税相談もなく納付される意志が見られない悪質な滞納者には、財産差し押さえによる滞納処分で強制的に税を徴収いたします。滞納のある方は滞納処分を受ける前に、お早めに納税相談、早期納付をお願いします。

● 滞納を放置していると…

■ 滞納処分までの流れ

滞納 (納期限までに納付がない)

納期限から20日以内

督促状発送 地方税法第329条、第371条、第457条 他

納期限までに町税などが未納の場合は、督促状を発しなければなりません。

それでも納付されない場合は文書などで納税の催告を 行います。

財 産 調 査 地方税法第298条、国税徴収法第142条 他

滞納者、官公庁、金融機関、取引先、滞納者の財産占有する第三者などに対し、質問および検査、捜索をすることができます。本人の承諾は必要ありません。

滞納処分 地方税法第331条、第373条、第459条 他

再三の催告にも応じず、納税相談の連絡がない場合に は、財産の滞納処分(財産差し押さえ)を執行します。

换 価 処 分 国税徴収法第67条、第94条、第109条 他

預貯金等の債権については原則即時で取引し、不動産については公売(売却)により換価し、税に充当します。

■滞納処分とは

町が滞納者の財産を差し押さえすることです。 税を滞納している場合、町は裁判所に訴え ることなく、自ら強制的に徴収することがで きる自力執行権が法で認められています。

■ 滯納処分(財産差押)の対象となる財産

- ○債権 預貯金、給与、年金、生命保険、売 掛金、所得税還付金など
- ○不動産
- ○無体財産権-出資金(信用組合、農業協 同組合など)
- ○動産-絵画、自動車など

■ 納税は国民の義務です

支払い能力があるにも関わらず遊興費・住宅ローンの返済などを優先し、納税いただけない人などが滞納処分の対象となります。

● 釧路・根室広域地方税滞納整理機構への引き継ぎ

釧路・根室管内の町村から引き継がれた事案について、広範囲な調査を行い、預金や給与、土地・建物などの財産を差し押さえて、公売などの処分を専門に行っている組織です。

本町でも、資力がありながら再三の催告に応じない場合や、高額の 滞納があるなどの一部の滞納者については、同機構への引き継ぎを行っ ています。

引き継がれた滞納者については、同機構により徹底した財産調査などを行い、計画的な納付がなければ粛々と滞納処分が進められていきます。この間、役場税務課での納税相談などはできなくなりますので、同機構への引き継ぎの対象とならないよう、税の納期内納付や早めの納税相談をお願いします。

平成28年度 釧路・根室管内 滞納処分(財産差押)件数と金額

| 区分 | 差押件数 | 差押金額 |
|-------|------|---------|
| 預 貯 金 | 59件 | 6,044千円 |
| 給 与 | 7件 | 3,358千円 |
| 生命保険 | 15件 | 3,376千円 |
| その他 | 14件 | 7,211千円 |

(平成28年12月末実績)

● 納税が困難な人は、一人で悩まず放置せず、早めの相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、失業などの事情や、多重債務などにより納期ごとの納付が困難な場合には、一人で悩まず、放置せずに、まずは役場税務課へご相談ください。

◆問い合わせ先 役場税務課収納係 ☎62-2174

所得確定申告の相談日をお知らせします

平成28年分の「所得税および復興特別所得税」、「住民税」の申告相談を下記のとおり行います。 申告は、税金を算出する上で大切な資料となります。忘れずに申告しましょう。

所得申告相談日程表

| 月日 | 曜 | 受付時間 | 地区名 | 会場 | |
|------|---|--------------|-------------|----------|--|
| 2.16 | 木 | 9:30 ~ 12:00 | 散布全域 | | |
| 17 | 金 | | 奔幌戸・貰人・恵茶人 | | |
| 20 | 月 | | 新川・暮帰別 | | |
| 21 | 火 | | 仲の浜・湯沸 | | |
| 22 | 水 | 9:30 ~ 16:00 | 霧多布西1条~西4条 | 総合文化センター | |
| 23 | 木 | 9.30 10.00 | 霧多布東1条~東4条 | | |
| 24 | 金 | | 琵琶瀬 | | |
| 27 | 月 | | 榊町 | | |
| 28 | 火 | | 町内全域 | | |
| 3. 1 | 水 | | 茶内市街全域 | | |
| 2 | 木 | | 茶内農連・茶内第一 | 役場茶内支所 | |
| 3 | 金 | 9:30 ~ 16:00 | 茶内第三・東円・西円 | | |
| 6 | 月 | | 浜中市街全域・熊牛原野 | 役場浜中支所 | |
| 7 | 火 | | 姉別全域・厚陽 | 汉物於中文/// | |
| 8 | 水 | | | | |
| 9 | 木 | 9:30 ~ 16:00 | | 総合文化センター | |
| 10 | 金 | | 町内全域 | | |
| 13 | 月 | | mJL7工水 | | |
| 14 | 火 | 9:00 ~ 17:00 | | 役場税務課 | |
| 15 | 水 | | | | |



※相談月日・地区名・会場を確認の上、お間違えのないようお願いします。

固定資産税・償却資産の申告について

平成29年1月1日現在、町内で事業を営む法人・個人の方は、地方税法第383条の規定により、償却資産申告書の提出が必要になります。

提出期日は…

平成29年2月1日までとなっております。

償却資産の対象となるのは、家屋に認定されない構築物・漁業機器や農業用設備等の機械や生産設備・船舶・大型特殊自動車等の車両・器具備品類等になっております。

申告書については、平成28年度の償却 資産申告をしている方につきましては、町 より郵送していますが、新規に事業者にな られた個人や町内に事業所を開設された法 人につきましては、お問い合わせください。

問い合わせ先

役場税務課課税係 62-2173

法定調書の提出を忘れないで

平成28年分「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の提出は



「給与支払報告書(総括表・個人別明細書)」および「退職所得の 特別徴収票」などの提出は



(浜中町に平成29年1月1日現在、住民登録がある方)

※それ以外の方は、直接受給者の所在市町村へ送付してください。 平成29年2月1日(水までに各提出先に提出してください(必着)。

注意

白色の事業者(漁業【昆布作業員賃金など】、農業)も確定申 告前に法定調書の提出が必要になります。

未提出の場合は事業経費として計上できない場合もあります。

給与者の確定申告について

給与所得がある大部分の方は、年末調整により所得税および復興特別所得税が精算されるため、 確定申告は不要です。ただし、給与所得者でも確定申告をしなければならない場合や、確定申告 をすると源泉徴収された所得税および復興特別所得税が還付される場合があります。

平成28年分の所得税および復興特別所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、平成29年2月16日休から同年3月15日休までです。還付申告については、平成29年2月15日休以前でも行えます(税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、税務署では相談および申告書の受付を行っておりません。)。

確定申告が必要な方

次の計算において残額があり、さらに①から⑥のいずれかに該当する方は、所得税および復興特別所得税の確定申告が必要です。

計算式

各種所得の合計額(譲渡所得や山 林所得を含む)から、所得控除を 差し引いて、「課税される所得金 額」を求めます。 「課税される所得金額」 に所得税の税率を乗じ て、「所得税額」を求 めます。 「所得税額」から、配当控除額と 年末調整の際に控除を受けた(特 定増改築等)住宅借入金等特別控 除額を差し引きます。

- ①給与の収入金額が2,000万円を超える。
- ②給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える。
- ③給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、 年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)と の合計額が20万円を超える。
 - ※給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額(雑損控除、医療費控除、寄附金控除および基礎 控除を除く)を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額(給与所得、退職所得 を除く)の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。
- ④同族会社の役員やその親族の方などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・ 工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払いを受けた。
- ⑤給与について、災害減免法により所得税および復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた。
- ⑥在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払いを受ける際に所得税および復興特別所得税を源泉徴収されないこととなっている。

確定申告による所得税および復興特別所得税の納期限は平成29年3月15日例です。納期限までに現金に納付書を添えて金融機関(日本銀行歳入代理店)または住所地等の所轄税務署の納税窓口で納付してください。納付書は税務署または所轄税務署管内の金融機関に用意してあります。

なお、金融機関に納付書がない場合には、所轄税務署にご連絡ください。

その他、期限内申告に係る所得税および復興特別所得税については、指定した金融機関の口座から自動的に納税額が引き落とされる振替納税が利用できます。大変便利ですので、ぜひご利用ください。

- (注)1 申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。
 - 2 納付が法定納期限(平成29年3月15日(水))に遅れた場合または残高不足等により口座振替ができなかった場合には、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付する必要があります。
 - 3 平成29年1月から振替納税の領収証書が送付されなくなります。

確定申告をすれば税金が戻る方

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のような場合で、源泉徴収された税金が納め過ぎになっているときには、還付を受けるための申告(還付申告)により税金が還付されます。

- ①災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- ②病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ③家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合など
- ※給与所得者で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の各種の所得(退職所得を除く)も 申告が必要です。
- ※それぞれの控除の適用を受けるための要件や必要な添付書類等を事前にご確認ください。
- ※国税還付金の受け取りは、口座振込をご利用ください。

所得税及び復興特別所得税の確定申告とは

所得税および復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税および復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

- ※日本国内に住所がある、または現在まで引き続いて1年以上居所を有している方(居住者)のうち非永住者 以外の方は、所得が生じた場所が国の内外を問わず、その全ての所得について所得税および復興特別所得税 を納める義務があります。
- ※平成25年分から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することと されています。確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記入を忘れずにお願いします。

部会保障。競響号(マイナンバー) 制度の導入について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・ 公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。

平成28年分以降の所得税等の確定申告書には…

マイナンバー (12桁) の記載

申告書にはマイナンバー(個人番号)を 記載する欄を設けており、申告者ご本人や 控除対象配偶者、扶養親族および事業専従 者などのマイナンバーの記載が**必要です。**

本人確認書類の提示または写しの添付

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者 ご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。 ※控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などの 本人確認書類は**不要です。**

が必要になります。

本人確認書類の例

- ①マイナンバーカード
- ②通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

マイナンバーカードを利用して、ご自宅等のパソコンからe-Taxで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません!

詳しくは、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」 [http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm] をご覧ください。



漁業。農業。商工業

後継者就業交付金制度のお知らせ

平成29年4月より、浜中町内で漁業・農業・商工業を営む方の後継者が、新たに学校を卒業して就業した場合や、町外からUターンなどにより後継者として就業した場合に、交付金を受けることができます。

後継者就業交付金

■ 新規卒業者(主に経営者の子や孫)

交付金額 月額50,000円

交付期間 就業から最大36ヶ月

交付対象者 ①中学校以上の学校を卒業した経営者の後継者(二親等以内の直系卑属 およびその配偶者)であって、各産業に従事すると認められる者。

- ②就業開始日までに浜中町に住所を有している者。
- ③経営を一にする親族に町税等の滞納が無いこと。
- ④漁協・農協・商工会等が後継者として推薦する者。
- **リターン者**(主に経営者の子弟)

交付金額 月額50,000円

交付期間 就業から最大36ヶ月

交付対象者 ①産業後継者(二親等以内の直系卑族および兄弟姉妹ならびにその配偶

者)として本町へ転入した者。

- ②就業開始日までに浜中町に住所を有している者。
- ③経営を一にする親族に町税等の滞納が無いこと。
- ④漁協・農協・商工会等が後継者として推薦する者。

交付申請

交付金の申請を希望される方は、以下の書類の提出が必要となります。

- 提出書類 (漁業後継者、農業後継者、商工業後継者共通) ①承認申請書 ②就業概要書 ③履歴書 ④住民票 ⑤その他必要と認める書類
- 提出時期 平成29年4月1日から受け付けます。
- 提出・問い合わせ先

漁業後継者 役場水産課漁政係 **☎**62-2243

農業後継者 役場農林課農政係 **☎**65-2186

商工業後継者 役場商工観光課商工労働係 ☎62-2147

平成29年度 青年就農給付金 (準備型) に関するお知らせ

青年就農給付金(準備型)は、農業技術および経営ノウハウを習得するための研修に専念する 就農希望者を支援するための制度で、道が認める道立農業大学校等の教育機関や先進農家(指導 農業士)・先進農業法人等で研修を受け就農する方に最長2年間、"年間150万円"が給付されます。

道が認める教育機関に該当するもの

- ○北海道立農業大学校(養成課程、研究課程、稲作経営専攻研修)
- ○国立大学法人 帯広畜産大学草地畜産専修(別科)
- ○拓殖大学北海道短期大学(農学ビジネス学科環境農学コース)
- ○学校法人八紘学園 北海道農業専門学校(昼間部)
- ○北海道富良野緑峰高等学校(農業特別専攻科)
- ○北海道別海高等学校(農業特別専攻科)
- ○ホクレン畜産技術実証センター(研修生) など





以上の教育機関または先進農家(指導農業士)・先進農業法人等(海外も含む)で研修を行うにあたり、以下の要件を満たすことで給付金の給付を受けることが可能となります。

給付者の主な要件

- ○就農予定時の年齢が、原則**45歳未満**であり、農業経営者となることについての強い意志を有していること。
- ○独立・自営就農、雇用就農または親元就農を目指すこと。
- ※親元就農の場合は、研修終了後5年以内に経営継承する者。または農業法人の共同経営者になる者
- ○先進農家・先進農業法人等で研修を行う際に常勤の雇用契約を締結していないこと。 など

詳細については下記までお気軽にお問い合わせください。

役場農林課農政係(茶内支所) 電 話 65-2186 FAX 65-2432



浜中診療所からのお知らせ

【内科医師派遣診療について】

- 2月の北大第二内科医師の診療日をお知らせします。
 - ○2月10日(金)~12日(日)
 - ○2月24日(金) ~ 26日(日)
- ※上記期間中は、**診療時間外や土・日曜日も対応しておりますが、急患(急病)のみの診療**となりますので、来院される前に必ず電話連絡をお願いします。
 - なお、毎週金曜日は18時まで(予防接種は17時30分まで)診療を行っています。

問い合わせ先 町立浜中診療所 ☎62-2233

平成27年度の決算を公表します

町のお金がこのように使われました

平成27年度の一般会計・特別会計・企業会計決算が、昨年9月定例町議会で認定されました。 皆さんに納めていただいた大切な税金がどのように使われ、町の財政状況がどのようになっている かお知らせします。

★ 一般会計★

第5期総合計画の後期1年目を迎えた平成27年度は、東日本大震災を教訓とした災害対策として、霧多布港海岸陸閘改良事業を実施するなど、災害に対して安全・安心なまちづくりや、少子高齢化の進展による少子化対策、高齢者福祉対策、本町を支える農漁業の振興に力を注ぐとともに、まちづくりのテーマである「生命支える大地と海 自然と調和するまち・はまなか~未来につなごう豊かな環境~」の実現に向けた政策課題について積極的に対応いたしました。

決算の総額は歳入で69億4,917万4千円、歳出では67億9,799万7千円、実質収支は、翌年度へ繰り越す財源5,204万9千円を差し引き9,912万7千円となりました。項目ごとの決算の内容は右表で示すとおりですが、歳出では給与費・総務費・公債費の順で支出割合が高く、地域住民生活等緊急支援事業を実施したことなどに伴い、総務費が前年度を大きく上回りました。

★性質別決算の状況★

歳出の内訳を性質別に見ますと、割合で最も高いのが補助費の21.6%で、次いで人件費の19.9%、普通建設事業費の12.9%、公債費の12.6%の順となっておりますが、主な事業内容は12ページに記載をしております。

また、実質公債費比率は10.0%で、前年度との 比較では0.6%改善されましたが、依然として厳 しい財政状況ですので、今後とも事業を厳選し ながら住み良いまちづくりに力を注いでまいり ます。

■歳入■

| 地方交付 | 税 | 36億6,450万2千円 | 52.7 % |
|---------|----|--------------|---------|
| | | | V _ 1 |
| 町 | 債 | 7億1,096万6千円 | 10.2 % |
| 町 | 税 | 6億9,909万7千円 | 10.1 % |
| 国 庫 支 出 | 金 | 5億1,194万0千円 | 7.4 % |
| 道 支 出 | 金 | 4億4,945万3千円 | 6.5 % |
| 使用料及び手数 | 人料 | 2億4,259万5千円 | 3.0 % |
| 諸 収 | 入 | 1億3,691万2千円 | 2.0 % |
| 地方消費税交付 | 全 | 1億2,670万6千円 | 1.8 % |
| 地方譲与 | 税 | 1億1,949万7千円 | 1.7 % |
| その | 他 | 2億8,750万6千円 | 4.1 % |
| 歳 入 合 | 計 | 69億4,917万4千円 | 100.0 % |

■歳出■

| 給 | 与 | 費 | 12億7,231万9千円 | 18.7 % |
|----|--------|-----|--------------|---------|
| 総 | 務 | 費 | 10億3,648万6千円 | 15.3 % |
| 公 | 債 | 費 | 8億5,443万2千円 | 12.6 % |
| 農林 | 木水 産 🏻 | 業 費 | 8億4,859万4千円 | 12.5 % |
| 民 | 生 | 費 | 7億4,028万2千円 | 10.9 % |
| 土 | 木 | 費 | 5億9,960万9千円 | 8.8 % |
| 教 | 育 | 費 | 4億6,690万3千円 | 6.9 % |
| 衛 | 生 | 費 | 4億6,265万0千円 | 6.8 % |
| 消 | 防 | 費 | 3億2,742万9千円 | 4.8 % |
| 商 | 工 | 費 | 1億3,197万8千円 | 1.9 % |
| 議 | 会 | 費 | 5,731万5千円 | 0.8 % |
| 歳 | 出 合 | 計 | 67億9,799万7千円 | 100.0 % |

■ 性質別決算の状況 ■

| 補 | 助 | 費 | 14億6,881万6千円 | 21.6 % |
|-----|----------|-----------|--------------|---------|
| 人 | 件 | 費 | 13億5,379万0千円 | 19.9 % |
| 普通鱼 | 建設事業 | 費 | 8億7,829万2千円 | 12.9 % |
| 公 | 債 | 費 | 8億5,443万3千円 | 12.6 % |
| 物 | 件 | 費 | 8億 634万7千円 | 11.9 % |
| 繰 | 出 | 金 | 6億8,110万5千円 | 10.0 % |
| 扶 | 助 | 費 | 3億3,608万4千円 | 4.9 % |
| 積 | <u> </u> | 金 | 2億 570万3千円 | 3.0 % |
| 維持 | 補修 | 費 | 1億7,567万7千円 | 2.6 % |
| 投資・ | 出資・貸付 | 十金 | 3,775万0千円 | 0.6 % |
| 合 | | 計 | 67億9,799万7千円 | 100.0 % |

特別会計 特別会計とは、特定の収入を財源として特定の事業 を行う会計で、本町では5会計あります。 (単位:千円)

| | | | | | <u> </u> |
|--------|-----------|------|--------|-----------|----------|
| 区 | 分 | 歳 | 入 | 歳出 | 差 引 |
| 国民健康保 | 険 特 別 会 計 | 1,40 | 06,089 | 1,358,597 | 47,492 |
| 後期高齢者医 | 療特別会計 | 7 | 70,708 | 70,162 | 546 |
| 介護保険 | 特別会計 | 41 | 18,803 | 415,688 | 3,115 |
| 浜中診療所 | 特別会計 | 25 | 53,325 | 242,800 | 10,525 |
| 下水道事業 | 特別会計 | 42 | 25,145 | 421,839 | 3,306 |
| 合 | 計 | 2,57 | 74,070 | 2,509,086 | 64,984 |

企業会計とは、民間企業と同じような経理を行う会計です。

| | ・ じような経理を行う会計です。 (単位:千円 | | | | | | | | | | |
|------|-------------------------|---|---|-----|-------|-----|-------|---------------|--------|--|--|
| 区 | | 分 | | 収 | 入 | 支 | 出 | 差 | 引 | | |
| 水道事業 | 収 | 益 | 的 | 188 | 3,621 | 175 | 5,948 |] | 12,673 | | |
| 小胆尹未 | 資 | 本 | 的 | 2 | 2,293 | 57 | 7,715 | \triangle 5 | 55,422 | | |

[※]資本的収入額が資本的支出額に不足する額55,422千円は 過年度分損益勘定留保資金などで補てんしました。

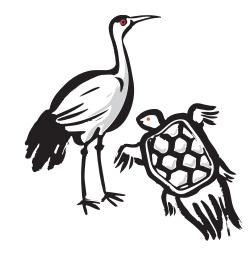
i i

町の借入金の状況(地方債・企業債の現在高)_(単位:千円)

| _ | | | | | | | | | <u>(半匹・1円/</u> | |
|---|---|----|------|-----|------------|------------|---------|-----------------|----------------|----------------|
| | 告 | | 7 H- | | 入 先 26年度末 | | 26年度末 | 27 ⁴ | | 27年度末 現 在 高 |
| | 日 | | 人 | | <i>ا</i> ل | 現在高 | 借入額 | 償還額 | 現在高 | |
| 政 | ζ | 府 | | 資 | 金 | 8,618,006 | 729,385 | 818,325 | 8,529,066 | |
| | 財 | 政 | 融 | 資 資 | 金 | 8,428,974 | 729,385 | 795,646 | 8,362,713 | |
| | 旧 | 郵呼 | 女公 | 社資 | 金 | 189,032 | 0 | 22,679 | 166,353 | |
| 地 | 方 | 公共 | 団体 | 金融核 | 幾構 | 1,409,579 | 24,281 | 79,987 | 1,353,873 | |
| 金 | Ě | 融 | ; | 機 | 関 | 383,074 | 10,300 | 65,707 | 327,667 | |
| 共 | ÷ | 済 | 組 | 合 | 等 | 18,600 | 0 | 0 | 18,600 | |
| 非 | Ĺ | | 海 | | 道 | 580,735 | 11,400 | 70,580 | 521,555 | |
| | | | 計 | | | 11,009,994 | 775,366 | 1,034,599 | 10,750,761 | |

基金の状況(全会計) (単位: 千円)

| | | | | | | | \ | <u> </u> |
|--------------|-------------|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 其 全 夕 | | 全 名 26年度末 | | | 27年 | 度 | 27年度末 | |
| 4 | <u> </u> | L | 11 | | 現在高 | 積 立 | 取崩し | 現在高 |
| 政 | 調 | 整 | 基 | 金 | 1,220,757 | 40,014 | | 1,260,771 |
| 1 | 責 | 基 | | 金 | 280,615 | 70 | | 280,685 |
| 基 記 | 1 念 | 事業 | 差 基 | 金 | 11,259 | 3 | | 11,262 |
| づ | < | り | 基 | 金 | 13,061 | 35,006 | 2,720 | 45,347 |
| 祉 | 振 | 興 | 基 | 金 | 39,876 | 210 | | 40,086 |
| | 遇改 | 善準 | 備基 | 金 | 44,816 | 1,512 | | 46,328 |
| 記就 | 農者 | 等育 | 成基 | 金 | 1,324 | 2,361 | | 3,685 |
| 英 | 事 | 業 | 基 | 金 | 32,285 | 1,550 | 1,460 | 32,375 |
| 産 | 振 | 興 | 基 | 金 | 40,027 | 8,011 | | 48,038 |
| き防行 と 交 | 新施 付る | 設周 | 辺 整 業 基 | 備金 | 6,748 | 116,966 | 71,000 | 52,714 |
| 1 給 | 付改 | 善準 | 備基 | 金 | 386 | 1 | | 387 |
| 条保 | 自給作 | 寸費 準 | 生備 基 | 金 | 833 | 3,298 | | 4,131 |
| 地 | 開 | 発 | 基 | 金 | 36,844 | | | 36,844 |
| | 言 | † | | | 1,728,831 | 209,002 | 75,180 | 1,862,653 |
| | 基づ社の就英産防交給際 | 政債 を は が は が と が を が を が を が を が を が を が を が を が を | 政調整債基基記記が長が振み基よ基よ基よ基よ基よ基よ基よ基よ基よ基よ基よ基よ基よ基よ基よ基よ基よ基よ基よ基よ基よ基よ基よ基よ基よ基よ基よまよまよまよまよまよまよまよまよまよまよまよまよまよまよまよまよまよまよまよまよまよまよまよまよまよまよまよまよまよまよまよまよまよまよまよまよまよまよ <td>政 調 整 基 債 基 基 記 念 事 業 基 基 記 念 り 異 基 社 扱 興 準 育 成 基 基 型 登</td> <td>政調整基金 債基金 基記念事業基金 基別の基金 社振興基金 型機構基金 型機構基金 機構基金 基準備基金 基準備基金 基準備基金 政務情報基金 保険給付費準備基金 地開発基金</td> <td>変調整基金現在高政調整基金1,220,757債基金280,615基記念事業基金11,259づくり基金13,061社振興基金39,876近処遇改善準備基金44,816日就農者等育成基金1,324英事業基金32,285産振興基金40,027医防衛施設周辺整備 と交付金事業基金6,748保険給付費準備基金386保険給付費準備基金833地開発基金36,844</td> <td>基金 名 現在高 政調整基金 1,220,757 40,014 債基金 280,615 70 基記念事業基金 11,259 3 づくり基金 13,061 35,006 社振興基金 39,876 210 10週週改善準備基金 44,816 1,512 1324 2,361 英事業基金 32,285 1,550 産振興基金 40,027 8,011 活防衛施設周辺整備を交付金事業基金 6,748 116,966 保険給付費準備基金 386 1 保険給付費準備基金 833 3,298 地開発基金 36,844</td> <td>変調整基金 現在高 政調整基金 1,220,757 40,014 債基金 280,615 70 基記念事業基金 11,259 3 づくり基金 13,061 35,006 2,720 社振興基金 39,876 210 1処遇改善準備基金 44,816 1,512 2就農者等育成基金 1,324 2,361 英事業基金 32,285 1,550 1,460 上防衛施設周辺整備を交付金事業基金 6,748 116,966 71,000 場合付改善準備基金 386 1 保険給付費準備基金 833 3,298 地開発基金 36,844</td> | 政 調 整 基 債 基 基 記 念 事 業 基 基 記 念 り 異 基 社 扱 興 準 育 成 基 基 型 登 | 政調整基金 債基金 基記念事業基金 基別の基金 社振興基金 型機構基金 型機構基金 機構基金 基準備基金 基準備基金 基準備基金 政務情報基金 保険給付費準備基金 地開発基金 | 変調整基金現在高政調整基金1,220,757債基金280,615基記念事業基金11,259づくり基金13,061社振興基金39,876近処遇改善準備基金44,816日就農者等育成基金1,324英事業基金32,285産振興基金40,027医防衛施設周辺整備 と交付金事業基金6,748保険給付費準備基金386保険給付費準備基金833地開発基金36,844 | 基金 名 現在高 政調整基金 1,220,757 40,014 債基金 280,615 70 基記念事業基金 11,259 3 づくり基金 13,061 35,006 社振興基金 39,876 210 10週週改善準備基金 44,816 1,512 1324 2,361 英事業基金 32,285 1,550 産振興基金 40,027 8,011 活防衛施設周辺整備を交付金事業基金 6,748 116,966 保険給付費準備基金 386 1 保険給付費準備基金 833 3,298 地開発基金 36,844 | 変調整基金 現在高 政調整基金 1,220,757 40,014 債基金 280,615 70 基記念事業基金 11,259 3 づくり基金 13,061 35,006 2,720 社振興基金 39,876 210 1処遇改善準備基金 44,816 1,512 2就農者等育成基金 1,324 2,361 英事業基金 32,285 1,550 1,460 上防衛施設周辺整備を交付金事業基金 6,748 116,966 71,000 場合付改善準備基金 386 1 保険給付費準備基金 833 3,298 地開発基金 36,844 |



町が学校等の公共施設を建設したり、水道や下水道・道路・港湾整備を行うために国や銀行等から借りている平成27年度末の借入金現在高が約107億5千76万1千円になっております。この借入金の利子を含めた返済額が毎年度の歳出に占める割合が高く、財政硬直化の要因となっております。

町の貯金でもある基金は、26年度 末より全体で1億3千3百万円ほど増 額となりましたが、これは財政調整 基金に前年度決算剰余金の1/2およ び財源余剰分を積み立てたことや特 定防衛施設周辺整備調整交付金事業 基金を新設したこと、寄附金をそれ ぞれの基金に積み立てたことが主な 要因です。

平成27年度に行った主な建設事業

(単位:千円)

| 5 '∕: | 業 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | ार्छ |
|--------------------|-------------------|---------------------------------------|-----|---------|
| 産 | | 関 | ^ | 係 |
| 浜中姉別地区道 | | 事業負担 | 金 | 5,896 |
| 新規就農者誘致 | | | | 32,600 |
| 公有林整備事業 | É | | | 28,582 |
| 未来につなぐネ | ネづくり推進 | 事業補助 | | 8,696 |
| 昆布小型選別榜 | 獎導入事業補 | 助 | | 13,200 |
| 鮮魚加工機整備 | 前事業補助 | | | 3,450 |
| ベルト式真空包 | 2装機整備事 | 業補助 | | 4,550 |
| 水産多面的機能 | 上発揮対策支 | 援事業負 | 担金 | 11,360 |
| 丸山散布物揚場 | 易整備事業 | | | 147,928 |
| 漁港工事地元貨 (琵琶瀬漁港・ | | | | 7,072 |
| 国直轄港湾整備 | 事業管理者 | 負担金 | | 18,600 |
| 福祉 | ・生 | 活環 | 境整 | 備 |
| デジタルテレヒ | で中継局送受 | 信設備整 | 備工事 | 30,024 |
| 浜中診療所浴室 | 医暖房改修工 | 事 | | 1,156 |
| 浜中診療所医療 | 寮機器購入 | | | 3,330 |
| 職員住宅改修コ | | | | 13,176 |
| 漁村センター改 | 女修工事実施 | 設計委託 | | 11,005 |
| 旧榊町小学校教 | 女員住宅解体 | 工事 | | 4,536 |
| 町営住宅屋根葺 | 替工事 | | | 4,007 |
| 町営住宅解体コ | | | | 19,872 |
| 公営住宅新築コ | | | | 116,640 |
| 町道改修工事 (霧多布3条通 | • | 事ほか) | | 40,749 |
| 橋梁長寿命化事 | 事業 (姉別北 | 橋) | | 29,916 |
| 除雪車両購入 | | | | 33,912 |
| 町道維持委託事 | 1業(肝道院 | 雪 • 町道 | 維持) | 119,828 |

| | | | | | (単位・丁円) |
|-----------------|-------|------|------|-----|---------|
| 教 | 育 | 環 | 境 | 整 | 備 |
| 学校施設改 (各小・中学 | 1,714 | | | | |
| 天井等落下 | 防止調査 | 委託(名 | 各小・中 | 学校) | 2,216 |
| 浜中中学校 | 校舎改修 | 工事 | | | 14,840 |
| 茶内中学校 | 暖房設備 | 改修工 | 事 | | 46,440 |
| スクールバ | ス購入(| 中学校) | 1 | | 15,768 |
| 学校給食セ | ンター改 | 築工事 | 実施設計 | 委託 | 20,196 |
| 災 | | 害 | 対 | | 策 |
| 霧多布港海 | 岸陸閘改 | 良工事 | | | 18,316 |
| 津波避難区 | 域基礎調 | 查設計算 | 業務委託 | | 3,348 |
| 津波防災避 | 難道路調 | 查実施 | 設計業務 | 委託 | 4,428 |
| 消防救急デ | ジタル受 | 令機 | | | 5,076 |
| 防災用コン | テナ購入 | | | | 692 |
| 災害備蓄品 | 購入 | | | | 2,983 |





平成27年度 決算のバランスシート

町の財政状況については、毎年度の予算および決算で皆さんにお知らせしておりますが、役場の会計の仕組みは、地方自治法に基づいた予算決算制度で単式簿記といわれ、社会資本の蓄積や抱えている負債の状況がわかりにくいものでした。

そこで、町の財政状況をよりわかりやすく説明するために、特別会計を含めた全会計分の連結バランスシート(貸借対照表)を作成しましたのでお知らせいたします。

これにより、町全体の資産や負債の概要を把握することができ、短期あるいは長期的な財政状況の実態が明らかになり、透明性の確保や経営感覚をもった行政運営への効果が期待されます。

バランスシートには次の利点があります。

- ①町の貯金・借金の状況や将来世代の負担状況などが明らかになること
- ②他の市町村の作成事例との比較が容易なこと
- ③町財政の健全化の指針となること



バランスシートの用語は次のとおりです。

借方(資産の状況を表しています。) | **1**

【資産の部】

町の資産となっているもので 行政サービスを提供するための 基礎を構成するものです。

有形固定資產(構成比91.1%)

道路・学校などの土地や建物・ 下水道施設・水道施設など、長 期間行政サービスを提供するた めに使用される資産です。

投資等 (構成比2.2%)

- ●投資および出資金 関係機関への投資および出資金
- ●貸付金 産業振興資金の貸付金
- 産業振興資金の貸付金 ● 基金
 - ーー 町の貯金にあたるもので、人づ くり基金や土地開発基金など
- 退職手当組合積立金町職員の退職手当の原資金

流動資産 (構成比6.7%)

- ●現金・預金 財政調整基金、減債基金、歳計 現金(翌年度への繰越金)など
- ◆未収金町税や国民健康保険税、使用料および手数料などの未収金(滞納分)

貸方(負債の状況を表しています。)

【負債の部】

町民の負担として将来にわ たって返済(償還)していくも のです。

固定負債 (構成比37.7%)

●地方債

町の借金で将来返済しなければ ならないものです。

●債務負担行為

将来の支出を伴う契約行為で、 既に履行すべき額が確定したも のです。ただし、偶発債務に相 当するものは欄外に表示してい ます。

●引当金

年度末に町職員全員が普通退職 したと想定した場合に必要とな る退職手当金の総額です。

流動負債 (構成比3.5%)

- ●翌年度償還予定額一年以内に償還期限が来る借金の元金償還額です。
- ●翌年度繰上充用金

歳入が不足した場合、翌年度の 歳入を繰り上げてその年度の歳 入に充てる額です。(該当ありま せん。)

【資産・負債差額の部】

(構成比58.8%)

資産のうち、すでに住民から 支払われた町税や国・道からの 補助金です。

●国庫支出金

有形固定資産を取得する前提と して国から受け入れる補助金を 意味します。

●道支出金

有形固定資産を取得する前提と して道から受け入れる補助金を 意味します。

●一般財源その他 町税などです。



バランスシート比較表 (全会計)

(単位:千円)

| | | | | | (十四・111) |
|----------------|------------|------------|-------------|---------|----------|
| | | | 方 | | |
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 差 | 額 | 対前年度 |
| [資産の部] | | | | | |
| 1.有形固定資産 | 27,467,278 | 26,962,649 | \triangle | 504,629 | △ 1.9% |
| 2.投資等 | 583,388 | 648,803 | | 65,415 | 10.1% |
| 3.流動資産 | 1,898,549 | 1,988,486 | | 89,937 | 4.5% |
| 資 産 合 計 | 29,949,215 | 29,599,938 | \triangle | 349,277 | △ 1.2% |
| | | | | | |
| 貸 | | | 方 | | |
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 差 | 額 | 対前年度 |
| [負債の部] | 12,462,728 | 12,193,684 | | 269,044 | △ 2.2% |
| [資産・負債差額の部] | 17,486,487 | 17,406,254 | | 80,233 | △ 0.5% |
| 負債および資産・負債差額合計 | 29,949,215 | 29,599,938 | | 350,855 | △ 1.2% |

町民1人あたりのバランスシート比較表(全会計)

(単位:千円)

| 借 | | | 方 | |
|----------------|--------|-------------|-----------|------------|
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 差 額 | 対前年度 |
| [資産の部] | | | | |
| 1.有形固定資産 | 4,438 | 4,405 | △ 33 | △ 0.7% |
| 2.投資等 | 94 | 106 | 42 | 12.7% |
| 3.流動資産 | 307 | 325 | 18 | 5.8% |
| 資 産 合 計 | 4,839 | 4,836 | △ 3 | △ 0.1% |
| | (| 平成27年3月31日3 | 現在・住民基本台帳 | 人口 6,189人) |
| 貸 | | | 方 | |
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 差 額 | 対前年度 |
| [負債の部] | 2,014 | 1,992 | △ 22 | △ 1.1% |
| [資産・負債差額の部] | 2,825 | 2,844 | 19 | 0.6% |
| 負債および資産・負債差額合計 | 4,839 | 4,836 | △ 3 | △ 0.1% |

(平成28年3月31日現在・住民基本台帳人口 6,120人)



平成27年度 貸 借 対 照 表 (全会計) (平成28年3月31日現在)

| 借 | 方 |
|-----------------|---------------|
| [資産の部] | |
| 1. 有形固定資産 | |
| (1) 普通会計 | 175億5,989万7千円 |
| (2) 下水道事業特別会計 | 83億2,491万6千円 |
| (3) 水道事業会計 | 10億7,783万6千円 |
| (4) 国民健康保険特別会計 | 0円 |
| (5) 後期高齢者医療特別会計 | 0円 |
| (6) 介護保険特別会計 | 0円 |
| 有形固定資産合計 | 269億6,264万9千円 |
| 2. 投資等 | |
| (1) 投資および出資金 | 9,096万5千円 |
| (2) 貸付金 | 1億1,175万6千円 |
| (3) 基金 | 3億1,790万1千円 |
| ①特定目的基金 | 2億8,105万7千円 |
| ②土地開発基金 | 3,684万4千円 |
| ③定額運用基金 | 0円 |
| (4) 退職手当組合積立金 | 1億2,677万1千円 |
| (5) その他 | 141万円 |
| | |
| 投資等合計 | 6億4,880万3千円 |
| 3. 流動資産 | |
| (1) 現金・預金 | 18億7,758万3千円 |
| ①財政調整基金 | 12億6,077万1千円 |
| ②減債基金 | 2億8,068万5千円 |
| ③歳計現金 | 3億3,612万7千円 |
| (2) 未収金 | 1億1,100万3千円 |
| ①普通会計 | 7,092万6千円 |
| ②下水道事業特別会計 | 240万円 |
| ③水道事業会計 | 494万5千円 |
| ④国民健康保険特別会計 | 3,273万2千円 |
| ⑤後期高齢者医療特別会計 | 0円 |
| ⑥介護保険特別会計 | 0円 |
| 流動資産合計 | 19億8,848万6千円 |
| 4. 繰延資産 | 0円 |
| 資 産 合 計 | 295億9,993万8千円 |

※債務負担行為に係る補償等

①物件の購入等に係るもの 2,390万7千円 ②債務保証および損失補償に係るもの 0円 ③利子補給等に係るもの 1億84万4千円

○作成の基準

1.対 象 範 囲 全会計

2.作成基準日 平成27年度(平成28年3月31日)

3.基礎数值 昭和44年度以降、国に報告している決算

統計資料による。

| 貸 | 方 |
|-----------------|---------------------|
| [負債の部] | |
| 1. 固定負債 | |
| (1) 地方債 | 97億5,230万6千円 |
| ①普通会計 | 69億4,363万2千円 |
| ②下水道事業特別会計 | 22億7,382万3千円 |
| ③水道事業会計 | 5億3,485万1千円 |
| ④国民健康保険特別会計 | 0円 |
| ⑤後期高齢者医療特別会計 | 0円 |
| 6介護保険特別会計 | 0円 |
| (2) 債務負担行為 | 0円 |
| ①物件の購入等 | 0円 |
| ②債務保証または損失補償 | 0円 |
| (3) 退職給与引当金 | 14億168万2千円 |
| (4) その他 | 0円 |
| 固定負債合計 | 111億5,398万8千円 |
| 四尺八尺口円 | 111/20,000/10 1 |
| 2. 流動負債 | |
| (1) 翌年度償還予定額 | 10億3,413万8千円 |
| ①普通会計 | 7億7,476万4千円 |
| ②下水道事業特別会計 | 2億1,402万1千円 |
| ③水道事業会計 | 4,535万3千円 |
| ④国民健康保険特別会計 | 0円 |
| ⑤後期高齢者医療特別会計 | 0円 |
| 6介護保険特別会計 | 0円 |
| (2) 翌年度繰上充用金 | 0円 |
| (3) その他 | 555万8千円 |
| 流動負債合計 | 10億3,969万6千円 |
| 負債合計 | 121億9,368万4千円 |
| [資産・負債差額の部] | |
| 1. 国庫支出金 | 56億2,122万7千円 |
| 2. 道支出金 | 22億4,638万6千円 |
| 3. 他団体および民間出資分 | 0円 |
| 4. 一般財源その他 | 95億3,864万1千円 |
| 資産・負債差額合計 | 174億625万4千円 |
| 負債および資産・負債差額合計 | 295億9.993万8千円 |

町民1人あたりの貸借対照表

(平成28年3月31日現在・住民基本台帳人口6,120人)

| 借 | 方 | 貸 | 方 |
|--------|---------|----------|---------|
| 資 産 | | 負 債 | |
| 有形固定資産 | 440万5千円 | | 199万2千円 |
| 投資等 | 10万6千円 | 資産・負債差額 | |
| 流動資産 | 32万5千円 | | 284万4千円 |
| 繰延資産 | 0円 | | |
| 資産合計 | | 負債および資産・ | |
| | 483万6千円 | | 483万6千円 |

●問い合わせ先 役場企画財政課財政係 ☎62-2146

公表します

町職員等の給与や職員数のあらまし

町職員の給与は、町議会の審議を経て、給料や諸手当の額などが条例で定められており、行政の透明性を図るため広く町民の皆さまに理解しやすい形で、公表することが法律で定められています。

今月号では、平成28年度の町職員の給与や職員数の状況をお知らせします。

職員の任免および職員数

| 表 1 採用者 | 表 1 採用者および退職者の状況 | | | | | | |
|---------|------------------|------|--|--|--|--|--|
| 区分 | 採用者数 | 退職者数 | | | | | |
| 事務職 | 9人 | 9人 | | | | | |

(注) 退職は、自己都合、定年、早期、懲戒、死亡などの 種類があります。

職員数の状況

職員数の推移は**表2**のとおりで、過去6年間の増減数 を部門別に比較しています。

| 表2 職員数の推移(各年4月1日現在、単位:人・%) | | | | | | | | |
|----------------------------|--------|--------|--------|---------------|----------|--|--|--|
| 部門別 年度 | 一般行政 | 教育 | 普通会計 計 | 公営企業 等会計計 | 総合計 | | | |
| 平成23年 | 126 | 33 | 159 | 21 | 180 | | | |
| 平成24年 | 127 | 35 | 162 | 20 | 182 | | | |
| 平成25年 | 127 | 35 | 162 | 19 | 181 | | | |
| 平成26年 | 129 | 36 | 165 | 17 | 182 | | | |
| 平成27年 | 127 | 33 | 160 | 17 | 177 | | | |
| 平成28年 | 127 | 33 | 160 | 17 | 177 | | | |
| 過去6年間の増減数 | 1 | 0 | 1 | \triangle 4 | △ 3 | | | |
| (率) | (0.8%) | (0.0%) | (0.6%) | (△ 19%) | (△ 1.7%) | | | |

(注) 部門別職員数は、各年における定員管理調査において報告した人数です。

職員数の状況は**表3**のとおりで、平成27年と平成28年を部門ごとで比較しています。

| 表 | 3 部" | 別職 | 員数 | 数の状況(各名 | 年4月1日現在 | 在、単位:人) |
|-------|------------|-----------|----|---------|---------|---------|
| | 区分 | | 職貞 | 職員数 | | |
| 产 | 8門 | | | 平成27年 | 平成28年 | 増減数 |
| | 議 | | 会 | 2 | 2 | _ |
| | 総 | | 務 | 33 | 33 | _ |
| | 税 | | 務 | 9 | 9 | _ |
| 一般 | 農 | | 水 | 15 | 15 | _ |
| 行政部門 | 商 | | 工 | 4 | 4 | _ |
| 部門 | 土 | | 木 | 6 | 6 | _ |
| | 民 | | 生 | 30 | 30 | _ |
| | 衛 | | 生 | 28 | 28 | _ |
| | 小 | | 計 | 127 | 127 | _ |
| 特 | 別行政教 | 対部 | 門 | 33 | 33 | _ |
| | 水 | | 道 | 6 | 6 | _ |
| л | 下 | 水 | 道 | 2 | 2 | _ |
| 公営会 | 国 | | 保 | 3 | 3 | _ |
| 公営企業等 | 介 護 | 保 | 険 | 4 | 4 | _ |
| 4 | 2 0 | か | 他 | 2 | 2 | |
| | 小 | | 計 | 17 | 17 | _ |
| | 合 | 計 | | 177 | 177 | _ |

(注) 職員数は一般職に属する職員数で臨時非常勤職員は 除いています。(職員数には、霧多布高等学校の教員 も含んでおります。)

職員給与の状況

表4は人件費の状況で、人件費には毎月の給与のほか、退職手当、共済費の使用者負担分や特別職に支給される給料・報酬などを含みます。

| 表4 人件費の状況 (一般会計決算) (単位:千円、%) | | | | | | |
|------------------------------|--------|-----------|-----------|-------------|--|--|
| 区分 | 人口 | 歳出総額 A | 人件費 B | 人件費率 B/A | | |
| 27年度 | 6,120人 | 6,797,997 | 1,272,319 | 18.72% | | |

- (注)1 「一般会計」とは、特別会計と企業会計を除いた会計です。
 - 2 人口は平成28年3月31日現在です。

毎月の給料と期末・勤勉手当などの諸手当を合わせた職員給与費の状況は表5のとおりです。

| 表5 職員給与費の状況(一般会計)(単位:千円) | | | | | | | | |
|--------------------------|------|---------|--------------|-----|------|-------------|--|--|
| 区分 | 職員数 | | 1人当た り給与費 | | | | | |
| 区分 | A | 給料 | 諸手当 | 計 | В | り相子賃 B/A | | |
| 28年度 | 153人 | 587,197 | 311,947 | 899 | ,144 | 5,877 | | |

- 注1 諸手当には退職手当を含みません。
 - 2 給与費は当初予算額です。

一般行政職員全体の平均給料月額、諸手当を含めた 平均給与月額、平均年齢は**表6**のとおりです。

| 表6 | 職員の平均給料・給与月額および平均年齢(単位:円) | | | | | | |
|-----|---------------------------|---------|-------------|-------|--|--|--|
| 区 | 分 | 平均給料 | 平均給与 月 額 | 平均年齢 | | | |
| 一般行 | 政職 | 312,620 | 334,411 | 41歳2月 | | | |

表7は採用時の初任給、表8は級別の標準的な職務と職員数です。

| 表7 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在) | | | | | | | |
|---------------------------|-----|----------|----------|--|--|--|--|
| 区 | 分 | 浜中町 | 玉 | | | | |
| 机石砧脚 | 大学卒 | 176,700円 | 176,700円 | | | | |
| 一般行政職 | 高校卒 | 144,600円 | 144,600円 | | | | |

| 表8 職員の級別職員数(平成28年4月1日現在、一般行政職) | | | | | | | | |
|--------------------------------|-------|------|------|-------|----------|-------|------|--|
| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 計 | |
| 標準的 な職務 | 主事 | 主任 | 主任主査 | 主査係長 | 係長 次長 | 課長 | | |
| 職員数 | 30人 | 7人 | 8人 | 63人 | 11人 | 16人 | 135人 | |
| 構成比 | 22.2% | 5.2% | 5.9% | 46.7% | 8.1% | 11.9% | 100% | |

給料以外の諸手当には次のものがあり、それぞれ支給 される職員の範囲、手当の額などは**表9**のとおりです。 また、退職手当支給月数の状況は**表10**のとおりです。

| 表9 職員手当の状況(平成28年4月1日現在) | | | | |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|
| 手当の名称 | 支給金額等 | | | |
| 期末手当勤勉手当 | 支給月 期末手当 勤勉手当 6月期 1.225月分 0.85月分 12月期 1.375月分 0.85月分 計 2.6月分 1.7月分 | | | |
| | 職務上の段階、級による加算割合5~15% | | | |
| 扶養手当 | 配偶者 13,000円 扶養家族 1 人につき6,500円 (15歳から22歳までの子は5,000円を加算) | | | |
| 住居手当 | 自己所有 3,000円 借家・借間 最低2,000円~最高29,000円まで (12,000円を超える家賃が対象) | | | |
| 通勤手当 | 自家用車使用 最高 31,600円 交通機関利用 通勤に伴う運賃相当額 (いずれも通勤距離が2km以上の者) | | | |
| その他 | 管理職手当、時間外勤務手当、特殊勤務手 当、寒冷地手当など | | | |

| 表10 退職手当支給月数の状況(平成28年4月1日) | | | | | |
|----------------------------|----------|------------|----------|------------|--|
| 区分 | 浜中 | 中町 | 玉 | | |
| 区万 | 自己都合 | 定年 | 自己都合 | 定年 | |
| 勤 続 20 年 | 20.445月分 | 25.55625月分 | 20.445月分 | 25.55625月分 | |
| 勤 続 25 年 29.145月分 | | 34.5825月分 | 29.145月分 | 34.5825月分 | |
| 勤続30年 | 36.105月分 | 42.4125月分 | 36.105月分 | 42.4125月分 | |
| 最高限度額 | 49.59月分 | 49.59月分 | 49.59月分 | 49.59月分 | |

町長をはじめ常勤の特別職の給料および町議会議員の報酬は表11のとおりです。

| 表11 | 表11 特別職の報酬等の状況(平成28年4月1日現在) | | | | |
|-------|-----------------------------|----------|-----------------------------|--|--|
| Þ | 区分 | 給料月額等 | 期 末 手 当 | | |
| | 町 長 | 753,000円 | 6月期 2.075月分 | | |
| 給料 | 副町長 | 648,000円 | 12月期 2.225月分 計 4.3月分 | | |
| | 教育長 | 598,000円 | 加算割合 15% | | |
| | 議長 | 295,000円 | | | |
| 李信 垩加 | 副議長 | 236,000円 | 6月期 2.075月分 12月期 2.225月分 | | |
| 幸好到 | 委員長 | 210,000円 | 12月期 2.225月分 計 4.3月分 | | |
| | 議員 | 186,000円 | | | |

勤務時間およびその他の勤務条件の状況

職員の勤務時間は**表12**、休暇の種類は**表13**のとおりです。

| 表12 勤務時間の状況(平成28年4月1日現在) | | | | |
|--------------------------|---------------------------|--|--|--|
| 区 分 | 内容 | | | |
| 1日の勤務時間 | 午前8時30分から午後5時15分まで | | | |
| 1週間の勤務時間 | 38時間45分 | | | |
| 週休日(休みの日) | 日曜日および土曜日 (施設によっては異なります。) | | | |

| 表13 休暇の種類の状況(平成28年4月1日現在) | | | | |
|---------------------------|-----------------------------------|--|--|--|
| 区 分 | 内容 | | | |
| 年次有給休暇 | 1年度に20日。なお20日以内の残 日数を翌年度に繰り越せる | | | |
| 病気休暇 | 負傷または疾病の療養に必要と認 める期間 | | | |
| 特 別 休 暇 | 忌引休暇、結婚の休暇、ボランティ ア休暇、産前産後の休暇など | | | |
| 介 護 休 暇 | 配偶者、父母、子などの介護を行 う場合に必要と認められる期間 | | | |

職員の分限および懲戒処分の状況

| 表14 | 職員の分限および懲戒処分の状況 | | | |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|--|--|
| 区分 | 内 容 | 平成27年度の状況 | | |
| 分限 | 分限処分とは、勤務成績がよくない場合や心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合、 長期の休養を要する場合など公務能率を維持するために問題が 生じた際、任命権者の権限で降 任、免職、休職、降給させることができるものです。 | 該当なし | | |
| 懲戒 | 懲戒処分とは、法令違反、 職務上の義務違反、全体の奉 仕者たるにふさわしくない非 行のあった場合、免職、停職、 減給、戒告等となるものです。 | 訓 告 1名 厳重注意 4名 注 意 1名 | | |

職員の服務の状況

地方公務員法により、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければならないとされているほか、職務に専念する義務、信用失墜行為の禁止、秘密の保持などが規定されています。なお、平成27年度において、服務義務違反で処罰された件数は0件です。



職員の研修の状況

職員の研修は、人格と教養を高め、町民全体の奉仕者にふさわしい識見と実践力を育成して、町行政の民主的で能率的運営に貢献するよう計画に基づいて実施しています。

北海道市町村職員研修センターが実施する指導能力研修、管理能力研修、法制執務研修をはじめ町村会や町独自で実施する研修などに積極的に参加しております。

職員の福利厚生等の状況

| 表1 | 表15 職員の福利と利益の保護の状況 | | | | | |
|-----|--------------------|------------------|------------------------------|--|--|--|
| 区 | 分 | 実施主体 | 内容 | | | |
| 職員福 | 員の利 | 市町村職員共済組合 | 健康保険、共済年金などの給 付、保健事業などを実施 | | | |
| 厚 | 生 | 市町村職員福祉協会 | 医療給付、貸付事業、保養事 業などを実施 | | | |
| 公災 | 務害 | 地 方 公 務 員 災害補償基金 | 公務上の負傷に対して補償が 受けられる | | | |

公平委員会への不服申立等の状況

地方公務員は、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置の要求や職員に対する不利益な処分についての不服申立を地方公務員法第7条により公正・中立な第三者機関である公平委員会に行うことができることになっています。その状況については表16のとおりです。

| 表16 公平委員会への不服申立等の状況 | | |
|---------------------|-----------|--|
| 区 分 | 内容 | |
| 勤務条件に関する措置の要求の状況 | 平成27年度該当無 | |
| 不利益処分に関する不服申立の状況 | 平成27年度該当無 | |
| 苦情処理の状況 | 平成27年度該当無 | |

○問い合わせ先 役場総務課職員係

2 62 - 2129



「通知カード」と 「マイナンバーカード」の違いについて

平成27年10月からマイナンバー(個人番号)が付与され、マイナンバーを記載した「通知カード」と 「個人番号カード交付申請書」が簡易書留で送付されました。お手元に届いた通知カードは、マイナンバー を利用する際や住所変更手続きの際に必要になるので大切に保管してください。

希望される方は「個人番号カード交付申請書」に本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れ郵送すると「マ イナンバーカード (個人番号カード) を取得できます。

※パソコン、スマートフォンからも申請できます。

| | 通知カード | マイナンバーカード |
|------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 様 式 | 紙製のカード (申請書から切り離して利用します) | ICチップ付きプラスチック製のカード |
| デザイン | おもて面 | (1) 番号 花子 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) |
| 記載事項 | 氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバー | 券面:氏名・住所・生年月日・性別・顔写真・ 有効期限・マイナンバーなど IC:券面事項・電子証明書 |
| 利用方法 | ▶マイナンバーを提示するとき ※通知カードは、本人確認書類とはなりません。 利用する時は、別途「本人確認書類」が必要になります。 | ▶マイナンバーを提示するとき▶本人確認書類▶公的個人認証(署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)▶マイナポータルの利用 |
| 有効期限 | 期限なし(マイナンバーカード交付時に回収) | 20歳以上:10年 20歳未満:5年 |

●住民基本台帳カードとマイナンバーカードを同時に所有することは出来ません。

住民基本台帳カードを所有している方は、マイナンバーカード交付時に回収しますので、必ずご持参ください。

- ●マイナンバーカードのICチップには、税や年金などの重要な個人情報は記録されません。
- ●通知カードを紛失した方は、住民票の写しで個人番号を確認することができます。
- ●知らない会社から、電話などでマイナンバーを聞かれることはありませんので、マイナンバーに便乗した不審な 電話やメールには、ご注意ください。

通知カードをまだ受け取っていない方は下記までお問い合わせください。 問い合わせ先 役場町民課町民係 ☎62-2184

マイナンバー総合 フリーダイヤル **2**0120-95-0178 マイナンバ-

平成27年度 霧多布湿原学術研究支援制度調查報告

平成27年度の研究支援の調査報告3件についてお知らせいたします。

浜中町におけるコクガンの渡来状況調査

●NPO法人エトピリカ基金 片岡 義廣

天然記念物および環境省絶滅危惧 II 類に指定されているコクガンは内陸性が多いガン類の中では珍しく沿岸を生息域としている。浜中町では、年により増減はあるものの琵琶瀬湾において100羽単位が見られたことから、コクガンにとって重要な地であることが示唆されている。

今回の調査では、秋から翌年の春まで定期的にカウントし浜中町でのコクガンの渡りや冬の数量の把握、沿岸のどこで何を採食しているかを記録し、コクガンの浜中町における環境利用状況を解明することを目的とする。

(調査地点) 琵琶瀬湾、霧多布港

(調査結果) 今季の初認は10月13日の霧多布港での3羽であった。しかし、それ以降12月2日に港で4羽、琵琶瀬湾で11羽が観察されるまで見られず、定期的に観察されるようになったのは1月8日以降であり、100羽以上になったのは2月に入ってからであった。2月1日は最大の367羽、2月27日にも319羽が見られた。

2月は初旬から中旬まで午前より午後に琵琶瀬湾に集まっていた。これは午後に潮が引き餌が採りやすかった可能性が高く、主にケンボッキ島南側においてアマモや緑藻類・紅藻類を食していた。

厳冬期を過ぎた3月から減少が続いたことから、当地で越冬したコクガンは3月から北上していくことが示唆された。年により渡り時期のずれやコースに変化はあるだろうが、渡りは5月まで続くと考えられる。

今回の調査により、浜中町の琵琶瀬湾は最も北にある越冬地のひとつであることが証明された。また、琵琶瀬とケンボッキ島の間の遠浅の海域においては期間中の総数の7割近くが利用していたことから、潜水できない本種には餌となるアマモが採りやすく重要な生息地であると考えられ、今後も環境の保全が必要である。

浜中町における河川・湿原・海岸域の横断的な物質循環過程の解明

●北海道大学大学院 地球環境科学研究院 藤井 賢彦

ホッキガイは移動能力に乏しく定着性が高いため、その生息環境の生態系情報を保持しており、生物指標として 有用と考えられる。陸地から流入する有機物と海中で生産された有機物は、その炭素安定同位体比、窒素安定同位 体比の数値が共に異なるので、ホッキガイや有機物などに含まれるこれらの安定同位体比を調べることで、物質が 陸起源なのか海中で生産されたものなのかを定量的に把握することができる。

本研究では、浜中町沿岸域のホッキガイや懸濁有機物、底質有機物中の窒素・炭素安定同位体比を測定し、ホッキガイの食べ比べ、ホッキガイのアミノ酸分析を通じて、同地域における物質循環過程を解析するとともに、海域ごとの環境の違いがホッキガイの食感に及ぼす影響を把握することを目的とする。

(調査地点) 琵琶瀬川、琵琶瀬湾、琵琶瀬湾砂州向う、浜中湾嶮暮帰沖、浜中湾奔幌戸沖

(調査結果) 陸起源有機物が海洋環境に及ぼす影響は、砂州向うにおいて河川の影響が見られた他は、区域によって顕著な違いが認められなかったため、陸起源有機物はホッキガイの餌となっておらず、付着藻類と底生 微細藻類がホッキガイにとって主要な餌である可能性が高い。また、体内の窒素および炭素の安定同位体値に 顕著な時空間変動は認められないため、いずれの区域のホッキガイもほぼ同じ餌を食べていると考えられる。

ホッキガイは主要な食物として微細藻類を選択的に摂取すると考えられ、陸起源有機物が過剰に流入すると ホッキガイの摂食効率が低下してしまう可能性が示された。

湿原は海洋に過剰に流入する有機物を、植物相や低層土壌によって固定化、軽減する機能を持っており、霧 多布湿原が沿岸資源にとって重要な役割を果たしていると考えられる。よって沿岸環境の保全の観点からも、 霧多布湿原の保全は重要であると示唆される。

霧多布湿原におけるエゾシカの移動と個体数密度の把握

●酪農学園大学大学院 野生動物保護管理学研究室 佐藤 瑞奈

道内でエゾシカは約48万頭生息していると推定されており、浜中町周辺でもエゾシカの増加が懸念されている。 エゾシカの増加による植生群落への影響が各地で報告されており、霧多布湿原においてもエゾシカによる希少植物 への食害や踏み荒らしが激化する可能性がある。

本研究は、エゾシカの出没状況をカメラトラップにて把握するとともに、ライトセンサスや定点調査を実施し、エゾシカの生息状況を明確にすることを目的とした。

(調査地点) 霧多布湿原周辺地域

(調査結果) ライトセンサスを実施した結果、10月に最大発見頭数153頭のエゾシカをカウントした。9月以降、発見個体数は増加傾向にあった。

定点調査を日の出時と日の入り30分前に実施した結果、日の出時の最大発見頭数は2016年2月の140頭である。日の入り時の最大発見頭数は2016年2月の230頭である。11月から発見個体数が増加しはじめた。日の出時と日の入り時を比較すると日の入り時の方が多くエゾシカをカウントした。

カメラトラップ調査の結果、12月以降撮影頻度が増加し、薄明薄暮の時間帯に高くなった。2月に関しては日中の時間帯にも撮影頻度が高くなった。

各調査の結果から、霧多布湿原及び琵琶瀬地区はエゾシカの越冬地になっているといえる。また、湿原内に 冬期だけでなく夏期も一定数のエゾシカが確認されており、食害や踏圧による植生群落への影響が懸念される。

■ 問い合わせ先 役場商工観光課観光係 ☎62-2239



霧多布湿原センター通信

Kiritappu Wetland Center

活動報告

きりたっぷ子ども自然クラブ

2016年12月の子どもクラブは「アトリエ*コスモス」の福澤智子さんを講師に迎え、お正月かざり作りを行いました。子どもたちは、湿原センターの裏の森を散策しながら松の葉や木の実などを拾い集めたあと、水引や折り紙の加工、オアシスに水がしみこんでいく様

子などに熱中しながら一人 ひとりが個性あふれる作品 を作っていました。



2017 あったか初日の出

2017年1月1日に、毎年恒例の元旦イベントとなっている「あったか初日の出」を開催しました。当日は少し雲が出ていたものの天気に恵まれ、湿原センターからきれいな初日の出を拝むことができました。餅つきや餅まき、福袋の販売なども行い、来館者からは「きれいな日の出が見られてよかった」「つきた

てのお餅がおいしかった」などの声が聞かれました。

お知らせ

ハーバリウム・霧多布



浜中町に生育している植物を標本にし、町の資料として保存する活動です。2月は標本を台紙に張り、植物情報を記載したラベルをつける作業を行います。植物に興味のある方ならどなたでも参加できますので、お気軽にお問合せください。

日 時:2月11日(土) 9時30分~15時

※途中参加も可能です。

場所:霧多布湿原センター

その他:参加費は無料です。1日を通して参加希望の方は昼食を持参願います。

●問い合わせ先

霧多布湿原センター

☎65−2779

URL http://www.kiritappu.or.jp/center/

ごみ博士からのお知らせ!



●今回のごみ分別ポイントは「ビン」についてじゃ!

ビンは資源物の中でも割れもののため、出し方に特に注 意が必要だぞ。ビンが割れてしまったときは、燃えないご みになるので注意してくれよ。ドレッシングのビンなど油 分や汚れが落ちないビンも燃えないごみになるんじゃ。ま

た、ふたやワインのビンなどでアルミがついているものがあるが、必ずア ルミを取るようにしてくれよ。きちんと中をすすぎ、透明・半透明の袋またはカゴに入れて 排出してくれよ。

> 面倒なことでも、小さなことからコツコッと! それがごみ分別マスターへの一番の近道じゃ!!

レジポくんからのお知らせ!



世界と日本の年平均気温が過去最高値を更新!

昨年12月、気象庁は世界と日本の2016年における平均気温が過去最高値を更新す る見通しと発表しました。気象庁によると、2016年の平均気温偏差(1981年~ 2010年までの30年間の平均気温を基準値としたとき、その年の平均気温を基準値か ら差し引いた値)は世界で+0.46℃、日本では+0.88℃になる見込みだといいます。

ここで、浜中町(榊町)の気温はどのように変化しているかを見てみましょう。 ※浜中町では榊町観測地点が1978年から本格稼動し、各気象データを観測しています。

2016年の平均気温偏差比較

| | 世界 | 日本 | 浜中町 |
|--------|-----------------|-----------------|-------|
| 平均気温偏差 | +0.46℃ (速報値) | +0.88℃ (速報値) | +0.8℃ |

※浜中町の30年間(1981 ~ 2010年)の基準値は5.2℃

浜中町の年代別平均気温

| 年 代 | 平均気温 |
|--------------|-------|
| 1978~1989年 | 4.83℃ |
| 1990~1999年 | 5.11℃ |
| 2000 ~ 2009年 | 5.49℃ |
| 2010 ~ 2016年 | 6.18℃ |

以上のことから、浜中町でも平均気温は上がっていっていると言えるでしょう。気象庁では、

この世界と日本の年平均気温の変動の要因について、数年から数十年程 度の時間規模で繰り返される自然変動の影響があると考えております が、二酸化炭素の温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の影響もあると 分析しています。現実に地球が暖かくなっている現状を見つめ、改めて ごみの分別や節電、節水など身近なことから行っていきましょう。

(示されている数値は全て気象庁の統計資料を基に算出しています。)

問い合わせ先 役場企画財政課 環境政策係 **☎62-2194**

茶内中学校と浜中中学校に感謝状が贈呈されました

12月13日、釧路人権擁護委員協議会および釧路人権 擁護委員連合会 小笠原会長から茶内中学校と浜中中 学校に感謝状が贈呈されました。

- ●茶内中学校は、釧路人権擁護委員協議会主催の人権 教室を5年連続で開催しており、学校全体で「人 権」について意識を高めようとしていることが評価 され、この度の感謝状贈呈となりました。
- ●浜中中学校は、釧路地方法務局釧路人権擁護委員連合会及び北海道が主催する「第36回 全国中学生人権作文コンテスト東北海道大会」に全校生徒の70%以上が参加した実績が評価され、この度の感謝状贈呈となりました。





茶内第一くるみっ子縁の少年団が表彰されました



12月19日、茶内第一くるみっ子緑の少年団が、前田一歩 園第7回一歩園ジュニア自然環境賞を受賞したことを町長 に報告しました。

茶内第一くるみっ子緑の少年団は、緑化活動を通じた心身の健全な育成を目的に、植樹や野鳥観察、環境美化などに取り組んでおり、財団法人前田一歩園財団よりその活動が認められ、11月27日に受賞されました。

釧路新聞創刊70周年記念事業として ポリ容器を寄贈いただきました

12月22日、釧路新聞創刊70周年記念事業として、釧路新聞社 星社長より非常用飲料水を入れるビニール製ポリ容器 (6ℓ用50袋)を本町に寄贈いただきました。

この度の寄贈に対し、厚くお礼申し上げます。





今年も1年が始まりました 一消防出初式ー

1月7日、平成29年浜中消防団出初式が挙行されました。 晴天の中、総合文化センターから浜中消防庁舎まで、団 長以下94名の参加のもと、団員および車両による分列行進 が行われました。

また、浜中消防庁舎では消防表彰の授与式、団長訓示な どが行われ、参加団員は今年1年の防災・防火意識を新た にしました。



気持ちを新たに - 平成29年浜中町成人式記念式典 -







1月8日、総合文化センターで平成29年浜中町成人式記念式典が挙行され、今年は49名の新成人が出席しました。

思い思いの衣装に身を包んだ新成人の表情は、緊張の中にも高揚感が見え隠れしていました。

式典では、飯島竜樹さんが町民憲章唱和のリードを 務め、また、佐伯研登さんと石村麻里さんから誓いの ことばが述べられました。

栗本教育委員長から式辞をいただき、松本町長と波岡 議会議長より新成人の門出を祝う言葉が贈られました。

祝辞の中で、松本町長は「若い感性と自ら新しい未来を開拓していこうとする強い意志をもって、明るく希望の持てる未来を築いていく指導者として、一翼を担っていただきたい」と話していました。

冬の運動会 一雪上親子レクー

1月13日、散布保育所で雪上親子レクが行われました。

気温の低い日でしたが、幸い晴天に恵まれ、子どもたちは保護者の方や先生と 一緒に、雪に覆われた園庭を楽しそうに 走り回っていました。





屋根からの落氷雪事故防止などのお願い

毎年、沿道建物等からの**落氷雪**による死傷事故が多く発生しています。皆さんも、冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期の通行を円滑にし、事故を無くすため、次のことに特に注意するようにお願いします。

- ▶落氷雪があった場合は、直ちに事故がないか確認するとともに、歩行者の通行の支障にならないように排除してください。
- ▶交通事故および交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。
- ▶軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意するようにしてください。
- ▶軒下や道路では、絶対に子どもを遊ばせないようにしてください。
- ▶ビルの壁、窓枠、突出看板等からの落氷雪は、少量でも危険であるため、早めに付着した 氷雪の除去を行うようにしてください。また、落氷雪の除去の際には、歩行者への十分な 安全対策を行うようにしてください。

駐在所からのお知らせ

違法・迷惑駐車の防止

やめましょう みんなが困る 迷惑駐車

違法・迷惑駐車は、次のような危険や障 害の原因となります。

- ○道路を狭くして通行の妨害になります。
- ○交差点付近での事故の原因となります。
- ○緊急車両の活動を妨げます。
- ○歩行者事故などの原因になります。
- ○除排雪作業などの障害となります。

アジア冬季競技大会におけるテロ未然防止にご協力を

本年2月19日(日)から26日(日)までの間、道内において第8回アジア冬季競技大会が開催されます。

大会の円滑かつ安全な開催に向け、地域 住民の皆さまのご協力を得て各種テロを未 然に防止するため、下記に該当した際には 厚岸警察署警備係までご連絡下さい。

- ○宿泊業者の方は、日本国内に住所を有しない外国人が宿泊の際は、旅券による身元の確認を行い、旅券の提示を拒否するなど不審な宿泊客を認めたとき。
- ○市販の肥料や薬品から爆発物を作り出すことが出来ます。

薬局、ホームセンター等の販売事業者の 方は、不審な購入客がいたとき。

○その他、「なにか変だな」と感じた際は、 些細なことでもご連絡下さい。

ご連絡の際は、厚岸警察署にお電話いただき、警備係を指定いただければ、担当者につながります。

連絡先厚岸警察署 ☎0153-52-0110厚岸警察署 浜中グループ駐在所



休日公証相談のお知らせ

日 時 2月26日(日) 10時00分~16時00分

場 所 釧路市末広町7丁目2番地 金森ビル1階

釧路公証人合同役場

相談内容 遺言、相続、任意後見、尊厳死宣 言、お金の貸し借り、賃貸借、離

> 婚に伴う養育費・慰謝料・財産分 与など

子など

申込方法 相談は無料です。希望される方は、 2月24日 金までに電話予約をお願

いします。

●申し込み・問い合わせ先

釧路公証人合同役場 ☎0154-25-1365

乳幼児相談のお知らせ

身体計測や個別相談(保健師・管理栄養士)を行います。

日 時 2月16日休 10時~11時

場 所 老人福祉・母子健康センター 集会室 ※2月9日休までに事前申し込みが必要です。

●申し込み・問い合わせ先

役場福祉保健課健康推進係 ☎62-2307



ポリテクセンター釧路 公共職業訓練受講生募集

対 象

ハローワークに求職の登録をしている方

募集学科

建設荷役車両運転科 20名 ビジネスワーク科 15名

申込受付 2月3日金~3月3日金

見 学 会 2月10日金、2月24日金

選考日 3月9日休

訓練期間 平成29年4月4日(火)~9月29日(金)

費 用 15,000円程度 (テキスト代)

●申し込み先

ハローワーク釧路

20154 - 41 - 1201

●問い合わせ先

ポリテクセンター釧路 ☎0154-57-5938

浜中町農業委員を募集します

募集人数 定員 13人

推薦および応募資格

- ▶浜中町に住所を有する者を基本に、町外に 住所を有する者も妨げない。
- ▶浜中町の職員でないもの

推薦および募集方法

- (1)町内地区からの農業者による推薦
- (2)農業者の組織する団体等からの推薦
- (3)一般募集

推薦および応募受付期間

平成29年2月1日(水)から2月28日(火)までに 下記書類を町農業委員会(役場茶内支所内) へ提出願います。

推薦および応募書

町農業委員会で配布します。

その他

詳細は、下記までお問い合わせください。

●問い合わせ先

町農業委員会(茶内支所内) ☎65-2154



北海道漁港管理条例の規制改正により漁港内での遊泳が禁止になります

漁港の区域内には、遊泳(潜水を含む)を規制する『遊泳禁止区域』が指定されております。 平成29年4月1日から遊泳禁止区域内での遊泳は禁止です。(同条例第6条) 違反をした者は、5万円以下の罰金が処せられることがあります。(同条例第20条) 詳しくは、漁港内に設置の規制看板をご覧ください。

次に掲げる場合については、禁止対象から除外されます。

- ●漁業者が、漁業を営むために遊泳をする場合
- ●漁業従事者が、漁業に従事するために遊泳をする場合
- ●漁業協同組合が、当該組合の定款に定める事業の遂行のために遊泳をする場合
- ●漁港漁場整備法第39条第1項または同条例第13条第1項の許可に基づき、遊泳をする場合
- ●国、道もしくは市町村または独立行政法人もしくは道が設立した地方独立行政法人が、あらかじめ知事に届け出て、遊泳をする場合
- ●知事が特に必要があると認めて許可した場合

●問い合わせ先

釧路総合振興局産業振興部水産課

☎0154-43-9212(直通)

地場クッキシグ

「つぶのガーリックソテー」

[材料:4人分]

A醤油……小さじ2杯A砂糖……小さじ½杯A塩……小さじ½杯Aオリーブ油……大さじ1杯

今月の食材は「つぶ貝」です。

つぶ貝には、タウリンが豊富に含まれており、コレステロールや血圧の上昇を抑制する作用があります。

[作り方]

- ①つぶ貝は食べやすい大きさに切る。春菊は、葉と茎を分けて、一口大に切る。 エリンギとしめじも同様の大きさに切り、にんにくはみじん切りにする。
- ②フライパンでオリーブ油を熱し、にん にくと鷹の爪を加熱する。香りがたっ たらきのこ類と春菊の茎を入れる。
- ③しんなりとしてきたら、つぶと春菊の 葉とAを入れて、なじんだら完成。

【1人分の栄養素】

エネルギー 70 km カルシウム 26 mg 食塩相当量 0.8 g 食塩の1日摂取目標量

男性 8.0g 女性 7.0g



学校発信情報

「まなぶん」

《霧多布中学校》

このコーナーは、町内の小・中学校における特色ある教育活動や取り組みを紹介するコーナーです。

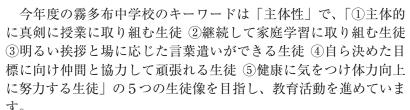
また、愛称の「まなぶん」は、「学ぶ」と地図記号で学校を表す「文」を合わせたものです。町内小学校5校・中学校4校を連載でご紹介しています。

笑顔とチームワークで、活力ある学校を創造する

学校データ

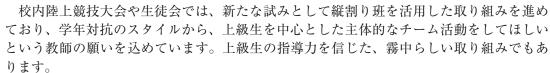
(12月22日現在)

薫 校 長 坂東 教 頭 草間 千広 教員数 9人 養護教諭 1人 支援員 1人 事務職員 1人 管理人 1人 事務生 1人 生徒数 68人





例えば、学習。自分たちで課題を解決できるよう教師が工夫を凝らした授業を考えています。 3年保健体育の空手道では、どうしたら格好いい型を作れるかグループごとに話し合い、発表し合うことで、自分たちで決めた理想に近づきました。また、B-projectと称する放課後学習で、苦手を克服したり、続きを家で出来るような家庭学習のヒントを持ち帰ったりして自分のしたい学習が出来るようになり、家庭学習を提出する生徒も徐々に増えてきています。



霧多布中学校の生徒たちは教師の指示で動くのではなく、自分たちで考え自分たちで進むことができるようになってきています。 2月18日の地域参観日で、素晴らしい霧中生をご覧ください。



私たちの町の高等学校 霧多布高校通信

製造具もスミルアップを直指して

毎回「霧多布高校通信」では生徒の活躍にスポットを当てておりましたが、今回は視点を変えて教職員の活動を紹介しようと思います。

教育公務員には法律に定められた義務があります。教育公務員特例法第21条には「その職責を遂行するために、 絶えず研究と修養に努めなければならない」と記され、いわゆる「研修」が努力義務であり、常に自己の知識・技 術の改善に向けて勉強しなければなりません。霧多布高校では本年度4月より4回の校内研修を行い、生徒理解を

深め最新の教育動向について知見を広める研修を行っております。2月には北海道釧路鶴野特別支援学校と連携し「特別支援教育への理解を深める」というテーマで、5回目の校内研修会の開催を予定しています。

さらに、今年は勝木校長の発案により、冬季休業最終日に自己研修報告会の開催を計画しています。多様化する社会背景の下、児童生徒に必要とされる力も変化しています。この状況下、高等学校教育改革では「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。これに向けて教職員の資質・能力の向上が必要不可欠であることから、教員一人ひとりが冬休みの研修の成果を持ち寄り、情報共有を図ることを目的としています。先生それぞれが勉強したテーマに基づいたレポートを作成して、与えられた時間で発表します。(この自己研修報告の内容は3月号で紹介予定)個々に研鑽しながらもチームとして学校の教育力を高め、生徒一人ひとりが主体的に人生を切り開く力を育んでいけるよう精進していきたいと考えています。





平成29年度 浜中町育英奨学生募集について

浜中町教育委員会では、学習する意欲がありながら、経済的な理由で修学が困難な学生・生徒に対し、等しく教育を受ける機会を確保するため奨学金を給付しております。

平成29年度につきましても次のとおり募集いたしますので、希望される方は期日までに願書等 必要書類を提出してください。

1 出願資格

- (1)浜中町民の子弟であること。
- (2)高等学校、高等専門学校、専門学校、短期大学、大学に在学する者、またはこれらの学校に進学を希望する者であること。

2 出願の手続き

町内中学校および霧多布高等学校に在学の場合は、学校に必要書類がありますので、 交付を受け必要事項を記入の上、学校へ提 出してください。

町外の学校に在学の場合は、教育委員会 に必要書類がありますので、交付を受けた 後、同様の手続きをしてください。

- (1)学生(継続)願書
- (2)学校長の推薦書
- (3)学業成績証明書(新1年生の場合は中学3年生、または高校3年生時の証明)
- (4)家庭状況調查書
- (5)学校検診記録書
- (6)所得調査同意書(保護者の住所・氏名を記入し押印したもの)
- (7)合格通知書の写し(4月からの進学者のみ)

3 奨学金の給付月額

(1)高等学校、高等専門学校(1~3年生)

5.000円

(2)高等専門学校(4年生、5年生および専攻科)、専門学校、短期大学、大学

10,000円

※給付された奨学金は原則返還する必要は ありません。

4 給付期間

<u>奨学生の資格は、平成29年4月から1</u> <u>年間のみです。</u>2年以上継続して奨学生に なることを希望する場合は、毎年度願書の 提出が必要になります。

5 選考方法

奨学生は、奨学審査会において、前年所得等の選考基準に基づき審査され選考されます。また、兄弟など同一世帯から複数の応募 も可能です。選考結果につきましては、教育 委員会より出願者全員に通知いたします。

6 願書の受付期間

<u>平成29年3月1日から3月31日の間</u>に、下記まで提出してください。

※期間前および期限後の提出は受付できませんのでご注意ください。

問い合わせ 提 出 先

〒088-1553 厚岸郡浜中町霧多布西3条1丁目47番地 教育委員会管理課総務係(総合文化センター内) ☎62-2371

学校教育からの情報コーデナー

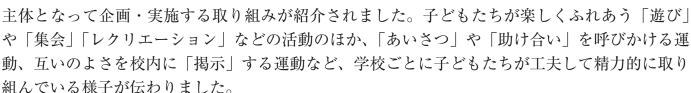
「どさんこ★浜中町子ども地区会議」を開催

~誰もが安心して 楽しく生活できる学校を目指して~

昨年12月27日に町内の小・中学校の児童・生徒会代表の子ども たちによる「平成28年度どさんこ☆浜中町子ども会議」が開催さ れました。

いじめ根絶に向けた各学校の取り組みについて交流したり、いじめの問題について協議したりしました。

前半の『1学校1運動』の発表では、各学校の児童・生徒会が



また、後半の協議では、「いじめがなく、誰もが安心して楽しく生活できる学校にするためには、どうすればよいか?」というテーマについて考え、意見を交流しました。参加した子どもたちからは、「みんなが交流する場をつくり、絆を深められるようにしたい」「全校のみんなが積極的に参加できるような企画を工夫したい」「一人ひとりがコミュニケーションをとり、互いの気持ちが通じるようにしたい」などの考えが出されました

参加してくれた子どもたちのコメント(会議の「ふりかえりシート」より抜粋)

☆一人ひとりの気持ちを知ることで心の中の負担が軽くなると思う。

☆みんなが毎日楽しめるような遊び、活動などをすることによって絆が深まると思う。

☆他の学校で取り組んでいたことも取り入れて、交流をもっと増やしてみたい。

☆お互いに自分の意見、思っていることを相手に伝えることは、すごく大切なことだと思う。 ☆自分からみんなにあいさつをするなど、相手を思いやる気持ちを大切にしていこうと思う。 ☆いじめが起こらないようにするには、全校で交流するということがとても大事だと改めて

思った。

☆他の学校もあいさつ運動などをしていて、このような活動をすることで互いに知り合い、 仲良く過ごせるということを改めて感じた。

☆交流はとても大切だということが改めてわかったので、少しでも多くの人と話すことを心がけたい。

☆大きな行事のときなどは、協力して成功させられるような関係を日頃から作っていけるようにしたい。

今回の「子ども会議」を通して、それぞれの学校の取り組みを学び合うとともに、いじめのない 学校を築くために自分たちにできることについて、考えを深め合う大変貴重な機会となりました。



新着図書案内



児童書



『だれのおとしもの?』 種村 有希子/作

『戦国大名と読書』 小和田 哲男/著

徳川家康が天下を取れたのは、おそるべき【読書魔】だったから…!?

武田信玄、毛利元就、羽柴秀吉、黒田官兵衛など、彼らは幼少・少年時代にどのような勉強をし、どのような本を読んでいたのか。その教育・読書歴が、後の人間形成にどのような影響を与えたのか…。"読書"という新しい観点から、戦国大名の生き方を掘り下げます。



般書





『10代のための座右の銘』 大泉書店編集部/編

この本では296の座右の銘となる言葉とともに、その言葉を発した人物のプロフィール・エピソードなどを紹介しています。あなたの心を支え、素敵な未来へと導いてくれる特別な言葉を、この本の中から探してみてください。家族や友達と一緒に読むのもオススメです。

子供はもちろん、大人の方にもぜひ読んでもらいたい一冊です。

『よるのばけもの』 住野 よる/著

夜になると、僕は化け物になる。寝ていても立っていても座っていても、それは深夜に突然やってくる。ある日、化け物になった僕は忘れ物を取りに学校へと忍び込んだ。誰もいないと思っていた夜の教室。だけどそこにはクラスメイトの矢野さつきの姿があって…。

ベストセラー『君の膵臓をたべたい』の著者、待望の最新作!



≪ その他の司書オススメ新着図書 ≫

児童書

『ノラネコぐんだん そらをとぶ』工藤 ノリコ/作 『なつみはなんにでもなれる』ヨシタケ シンスケ/作 『5秒後に意外な結末 パンドラの赤い箱』桃戸 ハル/編著 『走れ!みらいのエースストライカー』吉野 万理子/作 『大迫力!世界の妖怪大百科』山口 敏太郎/著

一般書

『部屋は自分の心を映す鏡でした。』 伊藤 勇司/著

『図解 世界5大宗教全史』中村 圭志/著

『子どもを本好きにする10の秘訣』高濱 正伸・平沼 純/著

『蜜蜂と遠雷』 恩田 陸/著

『殺意の隘路 最新ベスト・ミステリー』日本推理作家協会/編





40歳~74歳の皆さまへ

年に一度の特定健診を受けていますか?

日本人の死因の約6割は生活習慣病で、その約 半分はメタボリックシンドローム関連疾患です。

特定健診は、生活習慣病の芽をいち早く発見し、効果的に予防するための健診です。通院中の方もぜひ受診してください。

お
得
がいっぱい
特
定
健
診

No.331 保健師・歯科衛生士・栄養士です

とってもお得な健診

目に見えない血管の状態が推測できます。

動脈硬化の進み具合を予測できるため、心筋 梗塞や脳卒中などの大きな病気の予防につなが ります。

健康な血管

動脈硬化の進んだ血管





約75%詰まっていますが、自覚症状はほとんどありません。



お

得

得

(1)

さらに国民健康保険の加入者は…



浜中町の助成が受けられます!

総費用額10,120円の約9割を浜中町が負担します。1,000円で健診が受けられます!

充実した健診内容!

基本的な健診項目のほか尿酸、血清クレアチニン検査が受けられ、血管の痛み具合や腎臓の働き具合が分かります。

釧路がん検診センターで個別に受けられます!

集団健診を受診できなかった方のために、今年度よりご都合に合わせて、個別に受けられるようになりました。各種がん検診も受診できます。電話予約(☎0154-37-3370)し、当日は受診券と保険証を忘れずに持参してください

町内で実施する 特定健診(集団健診)のお知らせ

4月と5月に実施します。

健診会場など詳細については、2月中旬の自治会配布をご覧ください。



みるこんからのお知らせ

新1年生になる準備 ~ 麻しん・風しん予防接種を受けましょう ~

麻しん・風しん予防接種の第2期は、小学校入学前の1年間に1回接種を行います。

万一、この期間(平成29年3月31日まで)に接種しなかった場合は定期接種の扱いとならず、接種費用も自己負担となりますので、できるだけ早く接種を受けましょう。

対象者 平成22年4月2日~平成23年4月1日生まれのお子さん

接種期限 平成29年3月31日

持ちもの 予防接種券、予診票、母子健康手帳、健康保険証

*予防接種券、予診票等を紛失された方は、下記までご連絡ください。

この記事に関する質問やご相談は…

役場福祉保健課健康推進係 ☎62-2307

2月の行事カレンダー

●浜中町防災無線の放送内容を確認したい方は『☎62-5333』へ お電話ください。24時間以内の放送内容を聞くことができます。

| き | 行事 | 日に | き | 行事 | |
|-------|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 水 | ●ハツラツ倶楽部わっはっは (老人福祉・母子健康センター 10:00 ~ 11:30) | 15 | 水 | ●ハツラツ倶楽部わっはっは (老人福祉・母子健康センター 10:00 ~ 11:30) | |
| 木 | | 16 | 木 | ●健康教室 [茶内市街] | |
| 金 | ●豆まき会 (悪な+になぎ、40:00、40:00) | | | (茶内コミュニティセンター 10:00 ∼ 11:30) | |
| | (霧多仇保育所 10 · 00 ~ 12 · 00) | | | | |
| 土 | | | | | |
| B | | 19 | B | | |
| В | ●健康教室 [茶内第三] | 20 | 月 | | |
| Л | (茶内第三母と子の家(10:00 ~ 11:30) | 21 | 火 | | |
| 火 | | 00 | _1. | ●ハツラツ倶楽部わっはっは | |
| | ●ハツラツ倶楽部わっはっは | 22 | 水 | (茶内コミュニティセンター 13:30~15:00) | |
| 水 | (茶内コミュニティセンター 13:30~15:00) | | | ●健康教室「琵琶瀬〕 | |
| * | ●健康教室 [姉別南] | 23 | * | (琵琶瀬住民センター 10:00 ∼ 11:30) | |
| \\\\\ | (姉別農村環境改善センター 13:30 ~ 15:00) | 20 | | ●むし歯予防教室 (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4 | |
| 金 | | | | (老人福祉・母子健康センター 10:00 ~ 11:00) | |
| 土 | ●おはなし会(文化センター図書館 11:00~) | 24 | 金 | | |
| B | | 25 | 土 | ●おはなし会(文化センター図書館 11:00~) | |
| | ●健康教室「西円朱別] | 26 | B | | |
| 月 | (西円朱別農民研修センター 10:00~11:30) | 27 | 月 | | |
| 火 | | 28 | 火 | | |
| | 水木金土日月火水木金土日月 | 水 ●ハツラツ倶楽部わっはっは (老人福祉・母子健康センター 10:00~11:30) 木 金 ●豆まき会 (霧多布保育所 10:00~12:00) 土 日 | 水 ●ハツラツ倶楽部わっはっは (老人福祉・母子健康センター 10:00~11:30) 15 木 ●豆まき会 (霧多布保育所 10:00~12:00) 17 土 18 日 19 月 ●健康教室 [茶内第三] (茶内第三母と子の家 10:00~11:30) 20 21 20 火 22 水 ●ハツラツ倶楽部わっはっは (茶内コミュニティセンター 13:30~15:00) 23 木 ●健康教室 [姉別南] (姉別農村環境改善センター 13:30~15:00) 23 金 土 ●おはなし会(文化センター図書館 11:00~) 24 日 25 月 ●健康教室 [西円朱別] (西円朱別農民研修センター 10:00~11:30) 26 27 | 水 ●ハッラツ倶楽部わっはっは (老人福祉・母子健康センター 10:00~11:30) 15 水 木 ● 豆まき会 (霧多布保育所 10:00~12:00) 17 金 土 18 土 日 ●健康教室 [茶内第三] (茶内第三母と子の家 10:00~11:30) 21 火 火 水 ●ハッラツ倶楽部わっはっは (茶内コミュニティセンター 13:30~15:00) 23 木 ● 健康教室 [姉別南] (姉別農村環境改善センター 13:30~15:00) 23 木 ● 健康教室 [姉別南] (姉別農村環境改善センター図書館 11:00~) 24 金 日 ● 健康教室 [西円朱別] (西円朱別農民研修センター 10:00~11:30) 26 日 ● 26 日 926 日 927 月 | |

あそびのひろば

身必必命 14:30~16:30 (霧多布保育所内子育て支援センター)

● 10:00~12:00 (茶内コミュニティセンター) ※コミセン使用時はお休み

| 町施設の休館日 | 施設名称 | 休館 日 |
|---------|---------------|----------------------------------------------------------------------------|
| | 総合文化センター | $6 \cdot 13 \cdot 20 \cdot 27$ |
| | 総合体育館 | $6 \cdot 12 \cdot 13 \cdot 20 \cdot 27$ |
| | 農業者トレーニングセンター | $6 \cdot 11 \cdot 13 \cdot 20 \cdot 27$ |
| | すくらむ21 | $6 \cdot 12 \cdot 13 \cdot 20 \cdot 27$ |
| | MO-TTOかぜて | $5 \cdot 6 \cdot 11 \cdot 12 \cdot 13 \cdot 19 \cdot 20 \cdot 26 \cdot 27$ |
| | 勤労青少年ホーム | $4 \cdot 5 \cdot 11 \cdot 12 \cdot 18 \cdot 19 \cdot 25 \cdot 26$ |

のとのうでき

12月末現在(前月比)

●人 □:6,101人 (- 4)

男:2,990人 (- 2)

女:3,111人 (- 2)

●世帯数:2,488世帯(- 5)

あたんじょう ■

姉別緑栄・川村 優莉 ちゃん (盛幸さん) 霧 多 布・小黒 佑真 ちゃん (雅臣さん)

茶内緑・大塚 咲季ちゃん(優磨さん)

霧多布・木村 恋冬ちゃん(亮さん)

霧多布・福士りりかちゃん(邦彦さん)

茶内旭・野口輝彦ちゃん(翔ーさん)

広報紙に掲載している写真について、ご希望の方には**L版印刷した写真**またはデータ(JPEG形式)を差し上げます。

「子どもが写っている」「遠方にいる親戚に送りたい」など写真を ご希望の方は下記までご連絡ください。

役場企画財政課広報係 ☎62-2148

おくやみ

霧多布・新出 和子さん(86歳) 茶内橋北・小川 ウメさん(82歳) 霧多布・盛合キミ子さん(86歳) 茶内緑・柴田 キサさん(89歳) 霧多布・大橋 忠雄さん(86歳) 霧多布・荒井 信男さん(67歳) 茶内緑・出口 一郎さん(94歳) 茶内緑・草野 忠辰さん(95歳)



文芸サ 作品を提供 元日に 赤 口笛にキツネ駈けきし年始 原の雪巻き上げる い実に雪ふんわりとめでたき日 ロンに掲載する俳句または短歌を募集します。 け いただける方は左記までご連絡ください し白梅散りしのち優し緑の若葉萌え 短 俳 役場企画財政課広報係 歌 旬 月の 風の迷走すなわちわたし 相原 福沢 福沢 酒 井 秋桜 睦子 梅子 秋 桜 茶 茶 茶 茶 四 内 内 内 内

[発行] 浜中町役場

[編集] 企画財政課広報係

〒088-1592 北海道厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目35番地1 ☎(0153)62-2111 代表FAX(0153)62-2229



浜中町ホームページ http://www.townhamanaka.jp/ 左のQRコードでもアクセスできます